

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成31年2月5日（火）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 44 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 46 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について
- 第 5 議案 第 47 号 土地区画整理法第 136 条の規定による土地区画整理事業に関する意見について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成31年2月5日(火)
 2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
 3. 農業委員の定数 14名
 4. 総会に出席した農業委員の数 14名
 - 1番 北田 直喜
 - 2番 谷越 彦茂
 - 3番 沖本 喜久雄
 - 4番 野崎 努
 - 5番 小坂 芳夫
 - 6番 谷口 敬蔵
 - 7番 石坂 誠一
 - 8番 中山 修
 - 9番 徳本 久邦
 - 10番 原 武雄
 - 11番 関口 たず子
 - 12番 中田 登與志
 - 13番 中島 悦子
 - 14番 杉山 篤勇
 5. 総会に欠席した農業委員の数 0名
 6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 5名
 - 下中島地区 吉崎 道隆
 - 上中島地区 溝口 敏正
 - 加積地区 畠山 勇
 - 天神地区 幅 昭夫
 - 西布施地区 谷崎 雅彦
 7. 議事録署名委員
 - 2番 谷越 彦茂
 - 3番 沖本 喜久雄
 8. 総会に出席した職員
 - 事務局長 浦田 誠
 - 庶務係長 五十嵐 孝
 - 主査 杉本 ゆき子
 - 主任 高木 宣行
 - 主事 横田 悠介
 9. その他総会出席者
 - 富山県都市計画課 主任 藤田 学洋
 - 技師 五島 仁志
-

【開 会：午後1時30分】

杉山会長： それではただ今から平成30年度2月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、2番谷越委員、3番沖本委員にお願いいたします。

議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

横田主事： 議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許

可の決定についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

今月は下中島地区、西布施地区で面積が3,761㎡です。

それでは次のページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第44号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各基準を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま
す。事務局からの説明は以上です。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。

それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

石坂委員： 1番の案件について、以前から譲受人の家で耕作していたが、宅
地化等いろいろな話が出て、一度手を離れた。しかし、事情が変わ
り宅地化が難しいということで、数年間休耕状態が続いていた。今
回今一度耕作をされるということで、遊休農地の解消にもなり良か
ったと思っている。

谷越委員： 譲渡人は年配で管理もできない。一帯がブドウ園として管理され
る予定であり、問題無いと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明を求めましたが、今
回は、地区担当推進委員も出席しておられますので、何かご意見が
ありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは許可決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第44号は許可決定いたします。

議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意
見決定について、事務局より説明を求めます。

7番の案件については、譲渡人が中山委員でありますので、農業
委員会法第32条の規定に基づく議事参与の制限がかかります。

まず1～6番の案件について審議した後、中山委員に当該事案の審議開始から終了まで退席していただき7番の審議をしたいと思いをします。

それでは1～6番の案件について、事務局から説明願います。

高木主任： 議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

受付番号4番の案件については議案配布後に申請者から取下申請がありましたので、議案から取下いたします。

6ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は6件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は下中島地区1件、上中島地区1件、加積地区1件、天神地区3件、合計面積が9,330㎡です。それでは7ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第45号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

石坂委員： 1番について、先ほど事務局から説明のあったとおり、現在既に納屋が建っている敷地が田となっていたことに気が付き是正したいとのことでもあります。先代からのものであり、やむを得ないと考えます。

野崎委員： 2番について、農家の分家住宅であります。転用基準からして問題無いと思えます。

小坂委員： 3番について、事務局からの説明のとおり問題無いと思えます。

中山委員： 5番について、親子でありまして問題無いと思えます。

6番について、譲渡人は現地に住んでおらず、たまに草刈りをして来る程度の管理であります。転用許可基準も満たしており問題無いと思えます。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員からの説明が終わりました。
本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第45号のうち1番から6番までの意見決定いたします。

受付番号7番について、農業委員会法第32条の規定に基づく議事参与の制限により、中山委員には、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(委員退室)

杉山会長： それでは7番について事務局から説明をお願いします。

高木主任： それでは受付番号7番についてご説明いたします。

【議案第45号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

関口委員： 事務局から説明のとおりです。よろしくをお願いします。

杉山会長： 何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第45号の7番について意見決定いたします。

(委員入室)

杉山会長： 議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について事務局より説明を求めます。

杉本主査： 議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明いたします。魚津市長より平成31年1月25日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。11ページが総括表、12ページからが一覧表になります。今月の案件は、1議案10件で、農業者間で直接利用権設定を行う相対が2件、農協を通じて利用権設定をする転貸が7件、農地中間管理機構である富山県農林水産公社を通じて行う転貸が1件であります。新規と再設定の内訳は、新規が6件19筆34,677㎡、再設定が4件7筆6,014㎡です。全て合わせると10件26筆40,691㎡です。

以上の計画は、農用地の利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第46号は総括表記載のとおり決定いたします。

この他に、事前送付の議案書にはありませんでしたが、本日議案の追加提出がありますので、審議いたします。議案47号、土地区画整理法第136条の規定による土地区画整理事業に関する意見について、事務局より説明を求めます。

高木主任： 議案第 47 号「土地区画整理法第 136 条の規定による土地区画整理事業に関する意見について」事務局より説明します。

土地区画整理法第 136 条第 1 項において、土地区画整理事業の認可権者である県知事は、当該土地区画整理事業の施行区域内が、都市計画法上の市街化区域と定められた区域外の農用地の廃止を伴うものであるときは、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。

本案件は、昨年 11 月総会の転用案件であり、12 月 3 日付けで県から農地転用許可が出ておりますが、同時に土地区画整理事業でもありますので、富山県知事より 1 月 31 日付けで意見を求められております。

本日は認可権者の担当課であります、富山県都市計画課から藤田主任、五島技師にご出席いただいておりますので、説明を受けた後、農業委員会として意見を決定することとなります。

また、今回の場合、土地区画整理法第 136 条第 2 項で 3,000 ㎡を超える農地の廃止を伴うものである場合は、あらかじめ県農業会議の意見を聴かなければならないとされているため、県農業会議に諮問し意見の答申があつてから、富山県知事に答申することとなります。

それでは、申請概要について富山県都市計画課の方から説明をお願いします。

県都計課：【議案第 47 号 別添資料に基づき説明】

杉山会長：それでは、ただいまの説明を受けて、何か質問等はございますか？

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは、議案第47号土地区画整理法第136条の規定による土地区画整理事業に関する意見決定については、農業委員会として適当であると認め、県農業会議へ諮問の後、県知事へ異議がない旨、意見回答したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議がないようですので、そのとおり県農業会議に諮問するもの

とします。

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 5 時15分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第3条調査書

議案第44号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は、昔は譲受人が小作していたが、最近数年間は、シルバー人材センターなどにより年数回草刈が行われているという状態で現在は何も作られていない。権利取得後は再び水田として環境を整え、水稻を耕作する。周辺農地も水稻を耕作しており、本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、1月23日、小坂委員と事務局高木、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第44号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は本件と同時申請の利用権の設定が認められれば下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は、現在雑草等が生い茂っているが、権利移転後はぶどうの栽培に利用される。周辺農地もぶどうを栽培しており、本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、1月23日、小坂委員と事務局高木、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第45号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（4ha）の集団規模の区域内にある農地で、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、既存地拡張です。	
転用目的	譲受人は農家ですが、自宅と隣接する申請地を農舎敷地として利用します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら無断転用していましたが、その旨を反省し、今後は農地法を遵守する旨の始末書を添付されています。また申請地は無断転用で既に造成済みであり、新たに資金を必要としないので問題ないと考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に造成済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、農舎敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は農舎敷地として利用する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	無断転用であり、新たに造成・建築することはありませんが、雨水排水については現状どおり隣接する既存水路へ放流する計画で、周辺に被害を及ぼすことはないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第45号 受付番号2番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね18haの一団の農地の中にあり、かつ土地改良事業施行区域内の農地でありますので農地区分は第1種農地と判断します。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	申請者は、現在アパートで暮らしておりますが、結婚を機に今後の子育てや実家の農作業に従事している関係から、実家近くの祖母の所有地に農家分家住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金及び借入金でまかなう計画であり、通帳の写し及び借入審査結果の通知も添付されており適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、農家分家住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は農家分家住宅敷地として利用する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、農地への被害が及ばないように配慮する計画です。また、生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水排水は前面道路の側溝に放流する計画であり、周辺に与える影響はないものと考え得られます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第45号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に清流小学校の教育施設、魚津労災病院の医療施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	申請者の譲受人は、不動産業を営んでおり、主に建築業者と提携しながら宅地分譲を手掛けていますが、申請地は公共施設や医療機関も充実しておりあらゆる世代に住宅需要が見込まれると考え、10区画の注文住宅敷地としてとして利用します。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、全額自己資金でまかなう計画であり、通帳の写しが添付されており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、10区画の注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅敷地を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 生活排水は公共下水道を利用し、雨水等の排水については、申請地内に流用計算に基づく必要な調整池を設け、流用調整のうえ隣接する排水路へ放流する排水計画が申請書に添付されており、問題ないと考えます。 。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第45号 受付番号5番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地はおおむね49haの一団の農地の中にあり、かつ、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	申請者は、現在アパートで暮らしておりますが、今後の子育てや将来的な両親の介護等を考え、実家に隣接する母の所有地に一般住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、全て自己資金でまかなう計画であり、通帳の写しも添付されており適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け周囲に被害を及ぼすことはないと考えます。雨水排水については、前面市道の側溝に放流し、生活雑排水については、市道に埋設する公共下水道に接続する計画であり問題ないものと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第45号 受付番号6番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	申請人は建設業を営んでおり、工事用の資材を保管する資材置き場として利用します。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、全て自己資金でまかなう計画であり、通帳の写しも添付されており適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、資材置き場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は資材置き場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており、雨水等の排水については、地下へ自然浸透され、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第45号 受付番号7番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地はおおむね25haの一団の農地の中にあり、かつ、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は既存地拡張です。	
転用目的	申請者は、既存敷地内の駐車区画に新たに工場を増設するため、従業員及び出入業者用に普通車110台及び大型トラック4台分の駐車場として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金でまかなう計画で残高証明書を添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 雨水排水については、申請地内に排水路を設け集水桝に集水し隣接する排水路へ放流する計画です。詳細な流量計算に基づく排水計画が申請書に添付されており、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		